

秋田市公文書管理条例等の改正

1 条例等の改正

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う、秋田市個人情報保護条例の廃止および秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正により、秋田市公文書管理条例等の規定を整備する必要が生じたもの

(1) 秋田市公文書管理条例の一部改正（別紙の 1 参照）

ア 秋田市個人情報保護条例の廃止に伴い、個人情報の定義を改めるもの（第 14 条関係）

イ アにより死者に関する情報の定義を置いたことに伴い、規定を整備するもの（第 16 条関係）

ウ 秋田市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴い、同条例の引用箇所について規定を整備するもの（第 21 条第 2 項の表関係）

(2) 秋田市特定歴史公文書等利用等規則の一部改正（別紙の 2 参照）

秋田市公文書管理条例の一部改正による個人情報の定義規定の改正に伴い、規定を整備するもの（第 6 条関係）

(3) 秋田市文書取扱規程の一部改正（別紙の 3 参照）

秋田市個人情報保護条例の廃止に伴い、個人情報開示請求の根拠規定を個人情報保護条例から個人情報の保護に関する法律に改めるもの（第 7 条関係）

2 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

3 今後のスケジュール

(1) 秋田市公文書管理条例

令和 4 年 11 月下旬 条例案を議会に提出（議会個人情報保護条例に係る部分を除く。）

12 月下旬 議決および条例の公布

令和 5 年 2 月中旬 条例案を議会に提出（議会個人情報保護条例に係る部分に限る。）

3 月中旬 議決および条例の公布

(2) 秋田市特定歴史公文書等利用等規則および秋田市文書取扱規程

令和 4 年 12 月下旬 市長決裁

12 月下旬 規則および訓令の公示